

## 中国国有林地における盲流村集落社会の変容と実態

戴 玉才\*・餅田 治之\*・赤羽 武\*\*

The past and present situation of Mangliucun in National Forest of China

Yucan DAI\*, Haruyuki MOCHIDA\*, Takesi AKAHA\*\*

### 目 次

はじめに

1 盲流村とその変容	75
1) 国有林地における盲流村の出現	75
2) 盲流村の変容	76
2 盲流村の実態	76
1) 森林奥地に進入する動機と盲流村の形成過程	77
2) 盲流村の生活	80
3) 盲流村における社会関係と社会階層	80
3 盲流村と森林集落の関係	81
1) 森林資源の保全に対する責任	81
2) 土地利用の競争	81
3) 林野副産物採集の競争	82
4 国有林の対応策と盲流村の意識	82
1) 過去の追い出し	82
2) 現段階の容認と教育	83
3) 盲流村の意識	84
おわりに	86
Summary	88

---

\*筑波大学農林学系 Institute of Agriculture and Forestry, University of Tsukuba

\*\*筑波大学副学長 Vice President, University of Tsukuba

## はじめに

中国では、長期間にわたり戸籍の登録地から離れて都市あるいは他の地域に入り込み何らかの手段で生計を立てる農民のことを「盲流」<sup>1)</sup>と呼んできた。また、戸籍の登録地から自発的に国有林地に流れ込んで、無立木地などで勝手に農業や酪農、林野副産物採集を行ったり、あるいは雇い主の下で働いたりしている人々とその家族のことも盲流と呼び、このような人々によって形成された集落あるいは小屋を盲流村と呼んでいる。これは盲流屯、点民村と呼ばれることもある。

これまでの研究においてわれわれは、社会主義国家成立以降の新中国において、持続的経営の理念と採取的経営の現実との狭間で大きく揺れ動いてきた国有林経営の特徴を、中国の経済発展の過程との関連で明らかにし<sup>2)</sup>、さらに、こうした国有林経営の展開に伴う国有林地地域の形成と変動過程を実証的に分析してきた<sup>3)</sup>。その結果、次の諸点が明らかとなった。(1)人口が稀薄で地域社会が成立していなかった森林地域において、国有林経営を形成するために、国有林企業自らが移民政策による労働力の調達<sup>4)</sup>、地域社会基盤の整備、地域社会の統合による安定した労働力供給の確保などを行わなければならなかった。1962年までは採取的経営の理念の下に展開してきた遊牧的森林開発に規定され、林業局所在地に人口増加と地域社会基盤の整備が集中し、森林地域に国有林企業城下町が形成された。(2)1963年から国有林経営の持続的経営への転換に伴って森林奥地での定住政策が実施され、林場と森林経営所において森林集落社会が形成された。(3)1960年代中期から1980年代末にかけて、国有林経営は理念として持続的経営を掲げたものの、現実的には採取的経営を展開してきた。こうした国有林経営のあり方に影響され、森林開発集落をかかえる林場と森林経営集落をかかえる森林経営所との合併、分立が行われたが、国有林地において国有林企業城下町と森林集落という地域構造が今日までに維持されてきた。(4)1990年代に入ると、持続的経営の理念が国有林経営に定着するようになってきたが、伐採可能な森林資源の激減、枯渇と国有林企業経営の低迷という現状に対応して「両自立」<sup>5)</sup>が実施され、国有林地域社会の再編が進められている。

以上のように要約される国有林地域社会の形成と変動過程のなかで、盲流村という自生的集落社会の形成と変容が見られた。盲流村は今日の国有林地域社会の再編に大きな影響を与えてきていると考えられるが、これまで社会経済学的な視点から盲流村を対象とする研究は皆無である。盲流村の形成とその変容過程及び現状の解明は、転換期にある国有林地域社会にとっては重要な課題となっている。

盲流村は、中国における農村地域の社会経済の変動、国有林経営の展開、特にその労働力調達政策などを中心とする社会経済条件の変化を背景に、無立木地・伐採跡地など土地資源を利用しながら、形成され変容してきていると考えられる。本論では盲流村の形成と変容の過程を辿りながら今日の実態を明らかにし、盲流村と国有林地域社会との間の矛盾などを実証分析を通じて究明することにした。事例としては、黒龍江国有林S林業局のH森林経営所の経営地域にあるL盲流村を取り上げる。

## 1 盲流村とその変容

### 1) 国有林地域における盲流村の出現

盲流村は1950年代後期から国有林地域において見られるようになった。その出現までに次のような経緯があったと考えられる。

#### (1) 国有林による臨時労働者の雇用

国有林は成立後1960年代初期までの間、冬季の伐採時期には出稼ぎ者のなかから臨時労働者を採用していた。S 林業局の場合には、1950年代から1960年代中期にかけて、冬季の伐採に雇用される労働者の5分の1以上が臨時労働者であった。国有林は、毎年臨時労働者から常雇労働者を選抜していた。選抜条件の一つは、臨時労働者として2～3年間連続的に伐採に従事しなければならないというものであった。国有林の労働者になりたい臨時労働者の一部は、家族を連れて国有林地域に入ってきた。彼らはS 鎮で簡易な住宅を持ち、冬季には伐採、春から秋にかけて林野副産物の採集で暮らしていた。臨時労働者から常雇労働者として選抜される人数は、常雇労働者数の増加に伴って年ごとに減少していった。そのため、臨時労働者は常雇労働者になる可能性も次第に低くなり、臨時労働者としての待機時間も長くなっていった。

#### (2) 食糧、戸籍制度の確立による臨時労働者の排除

1955年から食糧配給制度が国有林地域において実施され、臨時労働者として伐採に従事する以外に食糧の入手が困難となった。1958年から戸籍制度が実施され、国有林地域で戸籍を持っていない臨時労働者が常雇労働者になることは不可能に近くなった。また、国有林地域でも全国と同じように「査戸口」<sup>9)</sup>が制度化して、戸籍を持っていない臨時労働者とその家族の生活がさらに困難となった。

#### (3) 臨時労働者の森林奥地への進入

臨時労働者の大部分はこうしたことから故郷へ引き上げざるをえなかった。しかしながら、ごく一部の臨時労働者（そのほとんどが家族づれで多数の子供をかかえていた）は、故郷の土地が家族を養うには不十分で収入が少ないなどの理由から余儀なく国有林地域に残留する道を選び、森林奥地への進入（というより逃げ込むといったほうが事実在即している）を敢行した。彼らは無立木地で農業を営みながら林野副産物の採集も行って生計を立てていた。彼らは残された伐採小屋を利用する 경우가多く、しかも1世帯ではなく、気が合うかあるいは出身地を同じくする数世帯が一緒であった。1963年までには、森林奥地には集落がなく、伐採時期以外には労働者のほとんどはS 鎮に引き上げるので、彼らに対する追い出しが行われたが、あまり効果がなかった。そのため彼らは森林奥地に住み着き、数世帯あるいは10数世帯からなる小さい集落が形成された。これが盲流村の始まりであった。

## 2) 盲流村の変容

社会経済の変動に伴い森林奥地の盲流村にも大きな変化が見られた。1958年から1963年の間の盲流村住民のほとんどは、国有林の労働者になることを希望する山東省を中心とした関内地域からの入り込み農民であった。彼らは家族全員で年間を通じて森林奥地に住みつき、この時期の盲流村はかなり安定しかつ拡大していた。しかし、1963年以降、森林奥地に国有林労働者とその家族によって構成される森林集落が出来、盲流村の追い出しが強化された。1964年から「三自一包」<sup>7)</sup>が批判され、廃止されることによってS鎮にある自由市場での農産物などの販売が大きく制限され、盲流村の住民が農産物や林野副産物を売って生活用品を買い入れることが難しくなった。このように社会経済的な環境が厳しくなってきたため、盲流村のほとんどが消滅した。

1964年から1980年代の初期には、盲流に対する制限が全国的に厳しくなった。黒龍江省のハルビン、チチハル、カムス、牡丹江などの大・中都市は、駅前に検問所が設けられ、農村、国有林、国有農場、鉱山などに入り込もうとする盲流の足を止め、出身地へ送還する対策が採られた。また、宿泊施設では旅行の目的と用件を記入する「紹介信」と呼ばれる証明書の提出が義務づけられ、農民の旅行には人民公社、生産大隊から「紹介信」の発行が制度化されたため、遠距離の移動が至難となった。そのため、この時期には関内地域からの盲流がほぼ絶えた。だが、人民公社から配分される食糧や収入の不足を補うため、国有林に近い黒龍江省の農村地域の農民が国有林地域に入って無立木地などで農産物を作ったり、林野副産物を採集したりする小屋が出現するようになった。人民公社の摘発を避けるために、同じ村の農民が数人でグループを組んで交替で小屋で働き、冬季に村へ戻るといった特徴を持っていた。無許可の農業や採集生産は「資本主義の尾」とされて摘発も厳しかったため、こうした小屋の数は少なかったと考えられる。

1980年代初期から全国の農村地域で人民公社が解体され、家族生産請負責任制が実施されたことによって、農村地域では家族経営が成立した。政治組織と経済組織が一体であった人民公社体制のもとでは、戸籍のある村からの農民の流動は、上述したように困難であったが、家族経営の体制下では、人民公社時代によく使われた強制的手段はもはや通用なくなり、郷・村の農民に対する管理は次第に弱くなっていった。農民はかつてない自主性を与えられたわけである。そのため、農地の少ない地域の農民は都市地域とりわけ沿海地域の都市へ、また土地の余裕がある地域とりわけ東北地方へ移動し、こうした人口の移動が徐々に活発となり大規模化していった。これに伴い国有林地域に進入する者も増え、盲流村集落が多くなっていったのである。

## 2 盲流村の実態

1995年春に、S林業局が各林場と森林経営所からの報告をもとに作成した統計によると、林業局の経営地域内には16カ所の盲流村があり93世帯、537人が生活していた。ここではH森林経営所の経営地域にあるL盲流村で実施した聞き取り調査をもとに今日の盲流村の実態を明らかにしたい。

H森林経営所は、S林業局の経営地域とW県の農村地域に接する辺境にある。この森林経営所

は、S 林業局の経営地域のうち最も早く開発された地域であり、何回も繰り返された過度の伐採は、この地域に多くの無立木地を残した。そのため、この森林経営所の経営面積は大きいですが、無立木地面積が大きな面積を占めている(表1)。また、この地域は平原地帯から山岳森林地帯へと移行する地帯であり、小面積の平地も散在している。このように農業開発や放牧にとって有利な条件があるため、H森林経営所の経営地域に形成された盲流村は多い。1995年夏には8カ所の集落に49世帯、231人の盲流が居住している。S 林業局においては、H森林経営所の経営地域が、最も盲流の集中する地域となっている。また、一般的に森林経営所の経営地域は、林場より農業や酪農などに利用し易い土地が多いため、盲流村がほとんど森林経営所の経営地域に散在しているのである。

表1 H森林経営集落の資源概況  
単位：ha, m<sup>2</sup>, 人, 戸

土 地 資 源	経営地域面積	13,641
	I 林業用地	11,473
	1 有林地	5,327
	2 無林地	6,246
	1) 伐採跡地	1,728
	2) 「両荒」	3,527
	3) 湿地	582
	4) その他	409
	II 非林業用地	2,168
	1 農業用地	522
1) 耕地	465	
2) 水田	57	
2 牧業用地	1,091	
3 その他	555	
森林 資源	森林資源総蓄積	313,091
	伐採可能な蓄積	5,924
人口	人口	1,598
	世帯数	426

出所：S 林業局H森林経営所の統計により作成。

### 1) 森林奥地に進入する動機と盲流村の形成過程

L 盲流村はW県とH森林経営所の境から約3 kmの内側にある(図1)。1995年8月現在、5世帯、23人であり、平均的規模の盲流村である(表2)。ここへ最初に流入したのはW県出身のL氏とその家族である。国有林地帯では、盲流村の「村長」に当たる者の姓氏にちなんでその集落名とする習慣がある。これに従ってこの盲流村はL盲流村と呼ばれている。L氏は5人の息子を持つ大家族の世帯主である。55才のL氏は妻、27才の次男、25才の三男、22才の四男、次女の妻と

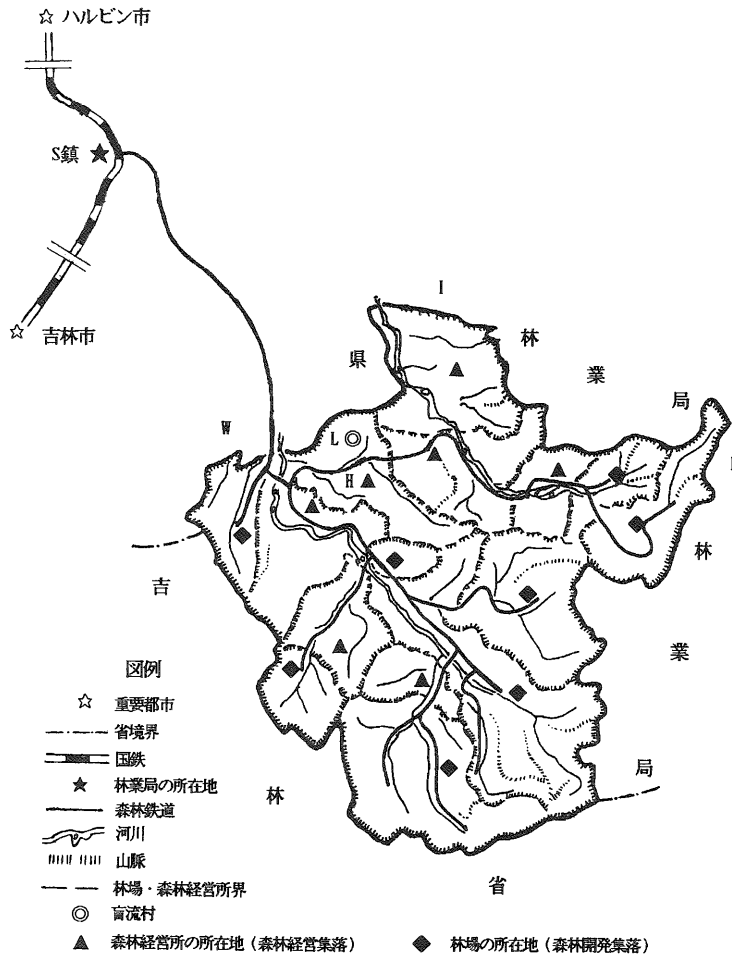


図1 S林業局の略図

一緒に集落で暮らし、長男の家族と大学生の五男を除くと、全員が揃っている。L氏の例から、農村地域の人々が国有林地帯に進入する動機と原因が窺えるので以下それを見ることにしたい。

1988年春、L氏は長男の結婚によって長年の貯金を使い果たした。中卒でありより働き口がないため、数年後には結婚期を迎える次男、三男のことを考えて収入を増やさなければならぬと考え、土地を長男に委ね次男を連れて森林奥地にやってきた。それまで、L氏は盲流村のことを耳にしたことはあったが、実際には経験がなかった。L氏親子は1988年春に7ムー(0.47ha)、その翌年の春にまた9ムー(0.60ha)の土地を開墾したが、秋には追い出された。しかし、農産物栽培や林野副産物採集からの収入と林業局から受け取った土地開墾費、生活補助金、木材を合わせて約3,500元ぐらいを手にした。1989年に黒龍江省の農民の1人当たり年間収入は535.2元(黒龍江省統計局、『1992年経済年鑑』,308頁)であり、それと比較すると非常に高額な収入であった。

L氏は、1990年には、夏と秋に林野副産物の採集に森林奥地へ行った3週間前後を除くと、年

表2 L盲流村の概況

単位：人，ムー，頭

番号	人口数	世帯構成	進入時間	開墾土地面積	牛頭数	豚頭数	注
1	6	世帯主と妻 次男と妻 三男と四男	1991年春	24	19	3	L氏の家族
2	5	世帯主と妻 娘3人	1994年春	3	4	5	L氏の弟
3	4	世帯主と妻 息子2人	1994年春	2	7	8	
4	3	世帯主と長男 次男	1994年春	4	5	12	
5	5	世帯主と妻 娘3人	1994年春	3	3	7	
合計	23			36	38	35	

出所：L盲流村での聞き取り調査により作成。

注：各世帯の構成員の盲流村に進入する時間は必ずしも一致しない。人口数と世帯構成は1995年8月現在の数字である。

中村に止まっていた。次男と三男がハルビンへ出稼ぎに出たが、収入のいい仕事がなかなか見つからずあまり金を儲けることができなかった。そこで1991年の春、L氏は再び森林奥地へ行って農業を行い収入を上げることに決めた。前の土地はすでにH森林経営所の住民が耕していたので、新たに探さざるをえなかった。現在の盲流村集落となっている周辺に小面積の平地があり、そこは伐採跡地よりも農地開墾が容易なことを、林野副産物の採集のために来た時に知った。そこで次男、三男を連れてきた。親子3人が同年の春、11ムー(0.72ha)を開墾して小麦を作ったが、収穫はあまりよくなかった。1992年には8ムー(0.53ha)の開墾を加えて肉用牛を飼い始めた。1993年の旧正月の頃、次男が結婚した。その費用は前回と今回の2回の盲流村で得られた収入で賄った。1993年には次男の代わりに四男が盲流村に入ってきた。この年には農地を開墾せず牛飼いと林野副産物の採集に力を入れていた。1994年には次男と花嫁が盲流村に戻ってきた。その年、また5ムー(0.30ha)を開墾し、牛も14頭となった。

1994年春、L氏の弟は村にある土地を他人に委ねて家族を連れてL氏のところに来た。L氏の弟は、どうしても男の子がほしくて2人目、3人目の子供を生んだ。2人目、3人目の子供には、一人っ子政策に違反する罰則規定により、戸籍と耕地が与えられず、さらに罰金を課されて生活が難しくなったためである。同年には同じ村の3世帯、13人もついてきた。3世帯のうち1世帯はL氏の弟と同じ超過産児で罰金を課され、生計を立てるのが難しくなったために来たものであり、2世帯は牛飼いで金を儲けるために来たという。この3世帯ともL氏兄弟と何らかの親戚関係を持つものである。このように親戚を単位として出来た盲流村が一番多いという。

## 2) 盲流村の生活

1995年にL氏の家族は24ムー (1.6ha)の土地で大豆と小麦を栽培するほか、19頭の牛を飼育しており、そのうち7頭は秋に出荷予定となっていた。農閑期の林野副産物採集の収入、養鶏、養豚の収入を合わせると、1人当たり年間収入は確実に2,000元台を超えるとL氏は予測する。その収入は、一般の村民が得る収入の倍以上であると彼自身が打ち明けている。L氏の弟とほかの3世帯は牛飼いと林野副産物の採集に全力を上げ、自家用の野菜を作るために2、3ムー位の土地を開墾した。これは牛飼いの収入が農業より高いほかには、もし追い出される時が来ると、牛はつれて帰れるが、土地は放棄するしかないということを考慮して決めたと言う。1995年夏には、この4世帯の牛の飼育頭数は平均して1戸あたり4.5頭である。これに採集、養豚からの収入を合わせると、1戸当たり年間収入は3,000元位になるという。これは一般の村民よりは高い。

盲流村は自生した村であり、その存在はS林業局やW県政府には認められていないので、電力の供給を受ける資格はないとされている。電気がないため、当然のことながら、テレビなどの家電用品は一つもない。日常的な外部情報の入手や娯楽はラジカセに頼っている。手紙などはH森林経営所の集落にある郵便局で出せるが、盲流村の集落は上述の理由から郵便局のサービスエリアに組み込んでもらえず、外部からの手紙と新聞は届けてもらえない。そのため、盲流村は外部との連絡がなく閉鎖状態となっている。生活必需品を買うには自転車でH森林経営所の集落までいかなければならない。H森林経営所の小学校は盲流村の子供の入学を認めているが、道が遠くて危ないため、L氏の弟は秋に小学生になる長女を出身村に住んでいる妻の両親のところへ預け、その村の小学校へ通わせるつもりである。要するに、盲流村の生活は収入面だけは元の村のそれを上回っているが、文化面などで不十分であり、不自由をしていると言わなければならない。

## 3) 盲流村にける社会関係と社会階層

盲流村の社会関係は単純でかつ緊密である。というのは、純粋に経済を中心として自生的に成立した村であり、経済単位としての世帯以外には、政治的、社会的な組織が全く存在しない。したがって、ここでは社会関係上の多重性が存在しえないのである。盲流村の各世帯が同じ村の出身であり、しかも互いに何らかの親戚関係も持つことがその団結の基礎となっている。閉鎖的かつ不便な環境下で一緒に暮らすことは、互いの思いやりと団結の重要性に対する認識を一段と高める特別の条件となっている。こうして、L盲流村内では世帯間の矛盾と摩擦はほとんど見られず、かなり緊密に付き合っている。

盲流村における各世帯と世帯主の地位は、一般的に進入した時期によって決められ、先に来た者つまり草分けの地位がより高い。同じ時期に来た者は人柄、年齢によって地位に多少の差が付けられる場合もある。しかし、このような明確な社会階層は、大きな盲流村でかつ盲流者の間に親戚関係がない場合でしか見られないのが普通である。L盲流村では、ほとんどの者がL氏だけをリーダー格として認めているが、そこにリーダーを社会階層と認める感覚はみられない。L氏はこの盲流村の発見者であり開拓者であるため、リーダーとして認められる基本的な条件を持つ上、後にきた4世帯の生活、生産に大きな支援を与えて高い評価を得ている。彼はこの盲流村で



最も強い影響力を持っている。

### 3 盲流村と森林集落の関係

生産請負責任制と家族経営が導入されるまでは、盲流村の存在が森林集落に与える影響はさほど大きくなかった。というのは、森林資源の保全などに対する明確な責任制度がなかったため、仮に盲流者によって森林火災が発生したとしても森林集落住民の責任が問われることはなかったからである。また、農産物の生産や林野副産物の採集も住民と無関係であったため、盲流者の進入と居住は、森林集落の住民に何ら経済上の影響もなかった。それゆえ、森林集落の住民は経営地域内に盲流村が存在することに全く関心を示さず、その存在を黙認していたのである。要するに、森林集落の住民と盲流者の全てが、国有林の森林資源という「大きな鍋の飯を食」っているものであって、どちらにも明確な責任はなく、一緒に国有林を利用するという関係を持っていたのである。

だが、生産請負責任制とくに「両自立」が実施されてからの盲流村と森林集落の関係は、暗黙の「共同利用」から矛盾と対立の方向へ展開し、しかもその緊張度は徐々に高くなっている。その矛盾と対立は主に次の三つの側面で発生しているものと考えられる。

#### 1) 森林資源の保全に対する責任

生産請負責任制が実施されてから、造林と撫育作業を請負う世帯は指定された範囲内の森林資源に対して責任を負うこととなった。森林火災が発生すると、当年分の奨励金と賃金額の10%に相当する留保された賃金をもらえない上、罰金を課されたり起訴される可能性もある。森林資源の保全は森林集落の住民、さらに国有林地域の全住民の経済的利益と直結することになった。ここでは盲流者が日常生活に火を使ったり、燃料や用材のために盗伐したりすることが、森林資源の保全上大きな脅威となっていることは間違いのない事実である。さらに、盲流村が森林鉄道や林道から離れたところにあるうえ、森林火災の警報器や電話などがなかったため、一旦火災が発生すれば、通報、消火活動とも遅れかねない。また、盲流者によって森林火災が発生しても、起訴するほどの被害がない場合は、戸籍、所属とも国有林にはないので、十分な責任を取らせる根拠がなく、結局何らの措置も講じられないのである。こうして、森林集落の住民が一方的に森林資源の保全に対する全責任を負わせられることになり、自分の請負う範囲とその周辺に盲流者が居住することは当然好ましくない。

#### 2) 土地利用の競争

盲流者によって開墾、放牧される土地のほとんどは、零細な面積の平地と伐採跡地である。1992年以後、このような土地の一部が「両荒」（荒山と荒地）に認定されて、農業用地、牧業用地への転換が容易となり、森林集落住民の増収の希望を托しうる土地となった。伐採跡地での放牧も認められるので、森林集落の酪農業の発展に大きく寄与することが期待されている。こうした土地

はいうまでもなく有限であり、盲流者に利用されたならば、森林集落の現在と将来の利用分が横奪されることになる。そこで森林集落住民による盲流者の排除が必然化することになるわけである。H森林経営所の資料によると、1995年5月現在で盲流者に放牧地として占用されている伐採跡地及び「両荒」面積は212ha、開墾された土地面積（農地面積）は31.6haである。特に注目されるのは、盲流者のうち数haの農地を持つもの、20頭以上の牛を飼うものが見られるようになったことである。このためH森林経営集落の住民は、盲流者が単に生計を立てるためではなく、大金を得るために森林奥地に入っているとの見方を持つようになり、盲流に対する同情が反感に転じるようになってきているのである。

### 3) 林野副産物採集の競争

森林奥地にある山菜、キノコなどの林野副産物の採集は、基本的には森林経営所と林場が担当する経営地域を範囲としてそこに所属する住民に許されている。しかし、森林集落が設立された後にも、周辺農民による採集を止められず、森林集落住民による利用の排他性は実現されていない。「両自立」の導入後、林野副産物の採集からの収入は、森林集落住民の生活にとって重要となり、林野副産物の排他的利用に対する要求が一層強くなってきている。これは自然のなり行きといえるであろう。だが、一般に盲流者は森林集落住民よりもさらに森林奥地に住んでおり、林野副産物の分布や成長状況について住民よりも詳しく知っている。その結果、良質な林野副産物のほとんどは彼らに採集されるという状況が生じているのである。また、採集の季節になると、W県の農民は親戚や知り合いのいる盲流村に宿泊して採集に当たることが少なくない。そのため盲流村は外来採集者の基地となるうえに、盲流者に案内されて収穫量が当然多くなる。一方で森林集落住民は、採集の収入が年ごとに減少し、盲流村に対する不満は年ごとに高まり盲流村の排除へと展開している。

## 4 国有林の対応策と盲流村の意識

### 1) 過去の追い出し

盲流者は無断で無立木地を開墾し、また放牧して国有林の土地利用に影響を与えるほか、彼等は森林の盗伐、濫伐、小規模な森林火災の多発によって国有林の保全にも影響を与えている。このため、国有林は盲流村を追い出す措置を取ってきている。改革・開放後、S林業局は1985年と1989年に経営地域の全域で大規模な「盲流村を追い出し」を行った。

盲流者を開拓した土地や家から追い出すことは、彼らの反発を買うので、決して容易なことではない。行動する前に、盲流村の詳しい状況を調査し、盲流者の出身地の郷政府・村委會及び公安機関と連絡を取り、盲流者の帰郷後の生活支援と再流出の防止についての協力を求めなければならない。そうした措置をとらない場合、仮に追い出してもすぐ戻ってきて、まったく効果をうることができないからである。盲流者との摩擦や紛争が発生する可能性が極めて高いので、行動を起こす前には関係する機関全てと協議しなければならないのである。このほか、経済の負担も

軽くない。というのは、盲流者に「土地開墾費」を要求され、1985年、1989年にはそれぞれ1 ha 当たり1,750元、2,250元を支払っている。盲流者の帰郷後の生活を支援するため、1985年、1989年にはそれぞれ1人当たり180元、320元の補助金を支給したほか、1戸当たり1.5m<sup>3</sup>の木材を無料で提供した。こうして、盲流村の追い出しに支払われる費用はそれぞれ54.5万元、84.8万元となり、かなりの経済負担となっている(表3)。S林業局はこのような思いやりが盲流者の利益となり、逆に盲流者の還流を呼ぶ経済的要因となりかねないということを認識している。しかしこうしないと追い出しがさらに困難になるので、S林業局には選択の余地がないのが実情である。また、1989年には、盲流村の集落数、世帯数、人口数のいずれも1985年を大幅に上回っていることから、追い出しの効果はあまり大きくなかったことが分かるであろう(表3)。

表3 S林業局の盲流村追い出しの概況

単位：戸，人，ha，元，m<sup>3</sup>

項目	年次	1985年	1989年
盲流村村落数		22	31
世帯数		147	169
人口数		714	902
省内からの世帯数		118	157
省内からの人口数		591	813
W県からの世帯数		107	139
W県からの人口数		543	723
開墾土地面積		196	242
牛頭数		184	392
土地開墾費		343,525	544,050
生活補助金		128,520	198,440
提供した木材		211	254
追い出し費用合計		545,720	824,770

出所：S林業局の統計により作成。

注：世帯数と人口数は森林集落に住み込みの盲流世帯を含む。

## 2) 現段階の容認と教育

「我が森林経営所は林業局の最大の森林経営所で、人口も最も多い。森林経営費に制限され、住民の収入は農業、牧業、採集などに頼っているが、盲流村の占用により住民に与えられる資源が減少し、住民の収入と生活に影響が出ている。そのため、盲流村との矛盾が日に日に激しくなるに伴って『盲流村を追い出せ』という声が強くなってきた。森林経営所としてできることは、盲流村に対して自主的に退出するよう命令通知を出すこと、状況を林業局へ報告して指示を求めることしかないのである。何年も同じことを繰り返して全く効果が見えないため、住民の不満が

募り、森林経営所の立場はさらに苦しくなっている。」と、H森林経営所の幹部が苦情を訴える。にもかかわらず、盲流村との間に紛争が生じないように、労働者とその家族に対して、忍耐と寛容により、いかなる場合でも喧嘩などを起こさないよう、呼びかけを繰り返している。このことは、森林経営所の無力と用心深さを窺わせるのに充分であろう。

この点について林業局はどう考えているであろうか。林政を担当している幹部は次のように言っている。「盲流村の問題は単なるH森林経営所、我が林業局だけの問題ではない。私の知る限り、多くの林業局が盲流村に困っている。1985年、1989年の追い出しの経験からすると、金を儲けるために来るものが多くなり、単なる生計を立てるためのものはむしろ少数派となっている。しかも、一度追い出されてもまた戻ってくる時間は短くなっている。1985年秋の追い出し後、盲流村の集落数と人数が1985年の水準に戻るのに3年かかった。1989年秋の追い出し後、1990年秋には各林場、森林経営所の報告から見る限り、すでに1989年秋の水準を超えている。こう見ると、仮に今年追い出しを行っても来年にはまた同じようなことになるであろう。そして1985年、1989年の追い出しの土地開墾費、補助金の支給名簿から見ると、再び戻ってきたものは7割以上を占めている。彼らは盲流村のメリットを十分わかっているし、今後の第3回の還流は確実である。しかも、彼らはほとんど近隣のW県からの農民である。我が林業局の経営地域に近いし、入ってくるのは容易である。」と。盲流者の進入目的とそれを繰り返す経済的原因をみごとに分析している。

「我が林業局の対策は、簡単に言わせてもらうと、『容認、教育』となる。容認とは、盲流村の存在と盲流者が法律に違反しない範囲内での行動を容認することである。H森林経営の取った方法もこれに従うもので、できるだけ大きな社会問題と政治問題にまでエスカレートさせないためのものである。このように容認しながら、上級機関に実情を報告して効果的な対策を仰ぎ、特に森林立法の充実と地方政府との協力に関する指導を望み、その上で新たな対応を考えることにしている。教育というのは、「森林法」を中心に国家の森林、国有林に関する法律、規定などを盲流者に教えてやり、彼らに自分の行動をきちんとコントロールさせて人為的な森林火災や他の破壊を起こさせないようにすることである。また、盲流者に森林奥地で火を使うことの危険性と消防の知識を教えてやり、火災予防、早期消火に当たることなどを望んでいる。」。国有林は盲流村に対して効果的な方策がない上に、社会安定への配慮から、それを容認せざるをえないこと、森林資源の保全のため、盲流者に対して教育を実施するという考え方であることを窺うことができる。

### 3) 盲流村の意識

盲流村の住民は、勝手な森林地への進入、許可なしの土地開墾と利用に対する国有林の対応をどのように受け止めているであろうか。L氏はいう。「国有林は国家のものだということは分かっている。我々も国民である。国有林に入って別に悪いことをやっていないし、どこが間違っているのですか。何で我々はここから出ていかなければならないのですか。」と。「H森林経営所からの退出の命令を俺は4枚ももらったが、ここから出ていったら、俺はどこへ行けばいいのですか。村にはまだ3人が生活できる広さの土地があるが、それで5人の生活が賄われると思うか。」と、

L氏の弟は問題を投げかけてきた。彼らは彼等の行為が当たり前なことであり、他に選択余地がないと認識している。こうした意識がある限り、自主的退出は不可能である上、たとえ追い出したとしても必ずまた戻ってくるものと考えなくてはならないであろう。

盲流村住民が林野副産物を採集したり、無立木地で農産物を作ったり放牧したりしていること、枝条などを燃料にすることは森林を破壊する行為でなく、「森林法」に違反することにはならないとL氏は主張している。「森林法」の第19条では、「森林を破壊する開墾、採石、採砂、採土及び他の森林を破壊する行為を禁止する」と森林破壊行為について規制している。ここでの「森林」はもちろん立木と立木地だけではなく無立木地、伐採跡地など全ての林地を含んでいる。だが、盲流者のほとんどは立木と立木地だけが「森林」であるという認識を持っている。彼等はこのように森林を狭義的に認識し、立木地を破壊する行為を伴わない無立木地での開墾、放牧などを合法化しようとしている。これは盲流者による彼らの行為を法律から弁護する見解である。また、「森林法」には、第19条の「幼齡林地と特種用途林地での燃料採取、放牧を禁止する」という規定以外に、無立木地、伐採跡地での放牧については、明確な禁止、規制条項はどこにも見当たらない。森林集落住民の無立木地と伐採跡地での放牧は従来から許可されている。「両自立」が実施されて以降、無立木地と伐採跡地の一部が「両荒」と認定され、森林集落住民の開墾によって農業用地に転用されつつある。こうした事実があるため、盲流者の無立木地、伐採跡地での放牧、開墾だけを「森林法」に違反するとして禁止するのも難しいであろう。

また、L氏はH森林経営所の集落内で盲流者が雇われて働いている事実を挙げ、森林経営集落には資源は不足しているのではなく、働き手が足りないのであって、集落住民は十分に土地を持っているゆえ、盲流者が集落住民から土地などを奪っていることにならないと、H森林経営所による盲流者の追い出し理由を非難している。H森林経営所の集落は全世帯数426戸であり、「両自立」に指定される世帯は307戸である。農業用地は522haあり、「両自立」世帯については1戸当たり面積が1.7haに上っており、土地が少ないとは言えないというのであろう。農業専業の12戸には季節的に雇用があり、キノコを培養し罐詰を作る2戸と、朝鮮人参を製薬原料に加工している1戸などには年間にわたる雇用がある。しかも、H森林経営所自身の経営する牧場、柳編み工場、煉瓦工場では30人以上の盲流者が年間を通じて働いている。また、集落到に住み込んでいる盲流世帯は46戸あり、盲流村に住む戸数とはほぼ同じである。

こうした事実からは、集落住民の収入と生活が、盲流者による土地の占有によって影響されているとは到底言い難いであろう。住み込みの盲流がいなければ、集落の生活水準は全林業局のトップレベルにはなりえていないのではなかろうか。さらに、前回の盲流村の追い出しでは、集落到に住み込んでいる盲流者も一緒に追い出され、それは集落の経済そのものに打撃を与えたことを実証した。この点から、盲流村の追い出しは森林集落にとってもジレンマとなっていることが明らかである。

では、盲流村が追い出されることによって森林集落住民の得られる最大のメリットは何であろうか。土地である。なぜならば、盲流村の人達を追い出すと、彼らが開墾した土地が集落のものとなり、盲流者に対する土地開墾費は林業局から支払われるので集落住民は何の代価も払わずに

土地を獲得することができるからである。H森林経営所の耕地の大半が盲流者によって開墾されたものであり、集落住民はその恩恵に浴している。「両自立」のもとで、森林集落の私的意識が強まったことによって、盲流村が拓いた土地に対する森林経営集落住民の欲求がさらに強くなり、「追い出せ」、「追い出せ」という声が高まってくるのも不思議ではない。こうした森林集落住民による裏の狙いがある以上、盲流者の主なる出身地であるW県政府から盲流村の追い出しに積極的な協力を得ることは難しいであろう。

S林業局とH森林経営所は、盲流村の追い出しの効果には疑問を持っているが、ほかに解決策も得られないで、当面は容認と教育を通じて矛盾と対立をできるだけ押さえる対策を取るしかないのが実情である。また、林業局の幹部も触れているように、今まで「森林法」など国有林に関わる法律には盲流村に対応する規定がなく、盲流村を追い出す法的根拠が欠いている。このことが、国有林が盲流村に対して有効な方策を打ち出すことができない原因の一つになっていると言わなければならない。盲流者には、自分の行為が国有林に与える危険性についての認識の欠如する反面、自由な土地利用に係わる利益がある。そうである以上、盲流者の国有林からの自主的退去は到底期待することはできない。盲流村は引き続き国有林地域内に存在し、成長していくであろうと考えられる。

## おわりに

以上の分析を踏まえると、盲流村の形成と存在の原因は国有林地域と関内地域、近隣農村地域の関係にあると考えられる。概括的に言えば、盲流村は、国有林の共同利用を求める関内地域、近隣農村地域の農民と、国有林の利用を独占しようとしてその体制固めをしようとする国有林企業および国有林地域住民の間の矛盾の産物である。その最初の契機は、国有林企業による関内地域の農民の排除であり、1980年代からの盲流村の活発化の契機は、国有林地域住民による近隣農村地域の農民の排除であった。

S林業局の労働力の最初の供給地は近隣農村地域であった。その後関内地域にまで拡大した。こうして、1960年代初期にかけてS林業局の労働者の採用は、国有林経営をして近隣農村地域さらに関内地域農村の余剰労働力の就業に結び付き、多くの農民によって支持されてきたものである。こうした支えがなければ、定住人口の稀薄であった国有林地域では、森林開発と森林経営が成り立たなかったことはいうまでもない。社会資本の整備、生活制度の確立によって十分な定住人口と労働力を集め、しかも人口増加とそれを再生産することによって国有林地域社会自身が、将来の労働力を得られる段階に入ったわけである。

ところがこの段階に立ち至った時、それまで結びついていた関内地域、近隣農村地域の農民との国有林の共同利用関係が次第に打ち切れ、彼らが排除されるようになったのである。仕事を求めて国有林に入り、それを手に入れることができない関内地域からの農民は、最初の排除対象となったのである。その後、彼らは森林奥地へ進入して盲流村を作り、国有林の土地、林野副産物資源を利用して生計を立てようとしていた。だが、1960年代中期以降、戸籍制度や自由市場の

制限によって関内地域の農民は国有林から追い出され、しかも国有林地域への再進入も人口流動の制限によって実現されなかったのである。

森林開発の機械化が実現された後にも、小規模な択伐や急斜面での集材作業は、畜力によって続けられていた。その結果、S林業局は近隣農村地域の農民に冬季農閑期の絶好の出稼ぎの場を提供し、毎年100人前後の農民を臨時雇用してきた。伐採時期には、近隣農村の農民がS林業局と人民公社に導入され、牛、馬を使って国有林労働者と一緒に集材に従事していた。こうした冬季伐採生産による近隣農村地域からの臨時労働者の雇用は1980年代初期までに続けられ、またこれら農民による林野副産物の採集もS林業局に黙認されていた。地域外からの常雇労働者の採用が停止され、関内地域の農民が排除された後でも、臨時雇用、林野副産物の採集があるため、近隣農村地域の農民が国有林で収入を得るチャンスは完全に奪われてはいなかったのである。このようにして国有林の共同利用という経済基盤の上に、S林業局と近隣農村地域の関係は良好であった。小屋を作った農民の送還と再流出の防止には、出身地の生産小隊から人民公社までが積極的に協力してくれたので、S林業局の森林奥地の盲流村は少なかった。

生産請負責任制の実施によって森林集落においては労働力の完全な利用と労働能率の向上が推し進められ、これに伴って森林集落による森林利用能力が大幅に高められた。1984年の冬から集材の臨時雇用もなくなり、さらに1985年からS林業局によって農民による林野副産物の採集制限が始められた。S林業局によって国有林地域住民のみを雇用する体制ができ上がり、さらに国有林のあらゆる資源を国有林地域住民が独占的に利用しようとする体制も打ち立てようとしたのである。その結果、近隣農村地域の農民は国有林の利用から排除されることになった。だが、農村改革によって農村地域においては労働力の過剰問題が表面化し、さらに人民公社が解体したことによって農民を管理する力は無力化してきている。こうした状況を背景として、近隣農村地域の農民による生活の維持、余剰労働者の燃焼、所得向上などを目的とする森林奥地への進入は、逆に盛んになり、森林集落で仕事を見つけられない者、より多くの収入を得ようとする者によって、盲流村が盛んに作り出されたのである。盲流村の無許可開墾、採集と放牧及び盗伐、濫伐などが国有林からみると違法であり、また森林資源の保全を危うくし、さらに資源利用をめぐる森林集落住民との矛盾と対立をも生じさせるに至ったのである。そのため、国有林は盲流村の存在を認めず追い出しを繰り返してきたが、国有林当局は法的に十分な強制力を持たず、また経済的な利点によって盲流村の再建も繰り返して行われているのである。こうした繰り返しの中で、盲流村は経済を中心として自生し、単純かつ緊密な社会関係を持つことに特徴づけられる集落社会として国有林地域に定着しようとしているのである。

国有林企業は国家から国有森林を引き受けたことによって、国家に対して森林資源を保全するとともに持続的に利用する責任を負わなければならない。森林資源の排他的利用は、これらの責任、義務を果たす上で有利であるが、現実的には、近隣農村地域の農民の利用を完全に排除して絶対的、排他的利用を実現することは不可能である。それゆえ、法的、政策的制度を整備、充実にさせ、国有林地域と近隣農村地域とが共同してこれを利用し、森林資源の保全を確保した上で、国有林の持続的経営を実現させることが、盲流村問題に象徴される近隣農村地域と国有林地域の

矛盾を解決する有力な方策ではなからうか。

## 注

- 1) 「盲流」という言葉は戸籍登録制度に違反して盲目的に流動する農民の意味で使われ、農民の流動に対する否定的な意味も含まれていた。近年、これに代わって「民工」（農民の出稼ぎ労働者の意味）という言葉が用いられている。だが、国有林地域において「民工」という用語は定着せず「盲流村」などが依然として使われている。
- 2) 戴 玉才・赤羽 武(1995)「中国の経済発展と国有林経営の展開—黒龍江省国有林を事例として—」『筑波大学農林技術センター演習林報告』第11号, 1～35頁。
- 3) 戴 玉才(1996)「中国の国有林経営と国有林地域社会の形成—黒龍江国有林を中心に—」『林業経済』第49巻第9号, 21～32頁。
- 4) 戴 玉才(1995)「中国黒龍江省国有林経営の展開と労働力調達政策」『林業経済研究』第127号, 185～190頁。
- 5) 「両自立」とは、経営不振から住民生活を守り、国有林地域社会の安定を図るために、1991年春から黒龍江国有林地域において実施される自救政策であり、「以戸自立」、以場(所)自立」という家族、国有林企業の基本生産単位の林場(森林経営所)の二つのレベルで自立を図ることから「両自立」と呼ばれている。その中心は森林開発、森林経営以外で農業、酪農、放牧の拡大を通じて住民の収入を増加するものである。
- 6) 「査戸口」とは、居住地で戸籍登録の有無、現状と記載事項の一致するかどうかをチェックすることである。
- 7) 「三自一包」とは、大躍進の誤りを是正するために提起された一連の経済政策の一つである。自留地(自留畜)、自由市場、自己経営の企業を認めて励ます「三自」と、家族に農業生産を請け負わせる「一包」からなる。

## Summary

In China, there are people who spontaneously migrate from rural areas into national forests and establish small villages. They are called Mangliucun and mainly depend on farming and dairying to support their lives, or in some cases to create larger income. The national forests are already degraded and these people are intervening in governments forest management. The social effects of the migration of these Mangliucun on the national forests has been examined through a case study in Heilongjiang Province during the Reform and Opening period.

The migration is causing conflict between the two parties that depend on the national forest: i. e. the Mangliucun and the inhabitants who already lived inside the national forests



as forestry workers. This relationship was affected by the socio-economic conditions derived from the national forest. During the period under analysis, because 1) full utilization of surplus labour, 2) increase in income, 3) greater freedom, could be attained in the national forest, the demand of the Mangliucun to live in and utilize the forest ascended. On the other hand, because of the decrease in timber production, the inhabitants started to depend more on farming and dairying, and also attempted to exclude the Mangliucun from the utilization of the forest.